

戮死番号 五二六八

死致者 調書

卒籍地

現住所

所属部隊

入團年月日

等級

内務部

外務部

勳章

新編

福岡

[Redacted]

石口同

第二十號海防艦

昭和七年九月十日 授勳 現杖

昭和水兵長 [Redacted]

昭和九年十月 [Redacted]

昭和人八明朗快活 [Redacted]

昭和三十二年 [Redacted]

昭和三十九年十二月二十九日

昭和三十九年 [Redacted]

昭和二十年

昭和二十年一月廿五日 午前二時五十分

昭和二十年一月廿五日 午前二時五十分

昭和二十年一月廿五日 午前二時五十分

昭和二十年一月廿五日

昭和二十年一月廿五日

昭和二十年一月廿五日

昭和二十年一月廿五日

昭和二十年一月廿五日 午前二時五十分

昭和二十年一月廿五日

昭和二十年一月廿五日 午前二時五十分

昭和二十年一月廿五日

昭和二十年一月廿五日 午前二時五十分

昭和二十年一月廿五日

144-10

現況不明者消息調查依頼原三年八月三日迄調査結果を整理報告書を提出し、調査結果を整理報告書に添付し、提出する。

申告者

現住所

元等級 土佐市長 氏名

本籍地 (現住所)

等級 氏名

南支那
入籍番号

入籍番号

現況不明者
事項和米部当日対人本

折捨名

同以上
年月日

特技章

入籍
年月日

年月日

事項考
11.11.11
部係編成

11-11-11
11-11-11

死没場合同年日

昭和五年一月一日

死没原因

爆撃即死

死没場所

比良マヒラガタ飛行場

死没状況

26-8-14受

欄 答 田

(註)	合場の復原		合場の復原本人	
	復原時所傳 復原級御先	内地陸地 その年月日	存御 さといま	何れ 本人
<p>本東は長岡藩内長岡下町長岡地方復原事務局長に復原事務局長に任ぜられ、</p> <p>返送して下さい</p> <p>知得事項は復原事務局長に連絡して下さい</p> <p>不明事項は復原事務局長に連絡して下さい</p>				<p>三ノ五級管限編成同 各々</p> <p>河越三月二日(日) 上陸同編成</p> <p>マハラカヤタ 平野 三ノ五本隊に我々</p> <p>の班長として 勤務 各々</p> <p>事務局長以下 各々 班長 訂定</p>

66148

吳地方復興局人事課

吳地方復興局人事課

現況不明者消息調査依頼票 (昭和二十九年九月二十五日)

申告者 元等級 大尉 氏名 [redacted] 階級 大尉 氏名 [redacted] 籍地 [redacted] 等級 大尉 氏名 [redacted] 特許章 甲飛艇(般) 年月日 [redacted]

本籍地 [redacted] 所轄名 二〇一室 月令年月日 昭和二十九年九月二十五日 特許章 甲飛艇(般) 年月日 [redacted]

人 参考事項 [redacted]

欄	答	回
死亡年月日	昭和二十九年一月一日午前十時	具
死亡場所	ルン島多ク地区マバラカト 西飛行場	
死後状況	日西飛行場の空襲をうけ、空襲に避匿中防衛隊隊員の他、おれまうのとなり直に引まわし	

(一) 戦時中に行方不明年月日及び死亡場所又は地域を明確に知得し得るおそれある場合は推定
 (二) 遺族が不明な場合は、おれまうのとなり直に引まわし
 (三) 消息を確知し得るおそれある場合は、おれまうのとなり直に引まわし
 (四) 本票以外に、おれまうのとなり直に引まわし
 (五) 吳地方復興局人事課 庶務課 送付

見込出部町 (昭和14年11月) 新書作

世第二三八八號

政行隊	上野	東	
所管役局	二 横矢佐 (調)	北 島	志

申告事項

比島クネク飛行場地已又ハオカト東飛行場ハ
 警備隊ノ整備班長トシ勤勞ニ在
 () 表ハ船ト同行動) 自分ハ任務ヲ帯ビテ
 二十一年一月一日クネク飛行場トオカト飛行場
 之間ニ移動シ其ノ後ノ事情ナリカト同僚
 () 氏 (一機) へ此ノ公報セラルル
 此ノクネク飛行場ノ印ハ散行機トシアルモ
 此ノ

舞臺地方領自務局處理部

申告者	家族	住	所	籍	氏	名
申告者	家族	住	所	籍	氏	名

世話課 他二三資料ニ依リ此中ノカカラスカ、判明次第
 通知ス

舞臺地方領自務局

舞臺地方領自務局

1. 申告者一ニシテ、其ノ他、
 2. 申告者一ニシテ、其ノ他、
 3. 申告者一ニシテ、其ノ他、
 4. 申告者一ニシテ、其ノ他、
 5. 申告者一ニシテ、其ノ他、
 6. 申告者一ニシテ、其ノ他、
 7. 申告者一ニシテ、其ノ他、
 8. 申告者一ニシテ、其ノ他、
 9. 申告者一ニシテ、其ノ他、
 10. 申告者一ニシテ、其ノ他、

(197-1)

遺失第五號 三〇二九七

遺失不明者有息 依願宗 (昭和二十二年十一月五日)

吳...

申告者

現住所

元...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

四

...

...

...

11-19

14

(幼)	櫛		谷							
<p>本春春里下... 一知得事... 兵消息...</p>	<p>海軍省 兵部</p>	<p>横鎮</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>
<p>... ...</p>	<p>兵部</p>	<p>兵部</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>
<p>... ...</p>	<p>兵部</p>	<p>兵部</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>
<p>... ...</p>	<p>兵部</p>	<p>兵部</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>
<p>... ...</p>	<p>兵部</p>	<p>兵部</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>
<p>...</p>	<p>兵部</p>	<p>兵部</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>	<p>海軍省</p>

光復香齋書

本	籍	地	
現	在	所	
所	屬	郡	縣
分	月	少	斜
軍	年	級	三

光復香齋書
 光復香齋書
 光復香齋書

光復香齋書
 光復香齋書
 光復香齋書

光復香齋書
 光復香齋書
 光復香齋書

光復香齋書
 光復香齋書
 光復香齋書

光復香齋書
 光復香齋書
 光復香齋書

光復香齋書
 光復香齋書
 光復香齋書

光復香齋書
 光復香齋書
 光復香齋書

光復香齋書
 光復香齋書
 光復香齋書

光復香齋書
 光復香齋書
 光復香齋書

光復香齋書
 光復香齋書
 光復香齋書

光復香齋書
 光復香齋書
 光復香齋書

海軍整備兵曹長

君、殉職清況

申告書

元海軍少尉

比島クラーク飛行場、搭乗員救出機編成

一番機 機長 海軍少尉

搭乗員 四名

被救者

整備兵曹長三名、飛行場下番十名

二番機

機長 海軍少尉

以下 一番機に同じ

比島クラーク飛行場、搭乗員を急速に救出する為、被救機を三機編成し昭和二十一年一月九日午前六時高雄飛行場発羽、十日午前七時クラーク飛行場着、到着當時同方面、気候は極度不良にして飛行困難と思はれ、(官)二番機長(一)番機長に對して明朝の救出飛行に取

復員書

32

出の進言すの隊長と又同様の意志なりとも免に角午前二時十五分指
 揮所前に整列し其の時の天候如何によりて救出飛行を遂行すことと決
 隊員に生かされ、當時クラーク地区に米軍機、空襲猛烈となりて僅か
 の飛行場整備、者を残して飛行機は概の山中に隠匿しありたり。一日十
 日午前二時十五分、飛行場へ戻りて救出機搭乗員及び被救出者三名は山
 中より出て来り指揮所前に整列す。その頃二時前、天候は飛行の
 通常と思はる、天候は変り雲一つなし。依りて救出飛行を遂行せり。救出機
 は一日十時前二時三十分クラーク第一路高嶺飛行場に向て飛行す。此島
 全島は全く収晴なり然れ共天候の急変と数時間後には起るべき暴風が飛
 行機事故に救出機中に搭乗せし三名者誰一人として予想せらるるものな
 し。北ルン島を飛行し終りては三時海峽に入り天候次第に悪化し飛行高度
 と新野上早川雲頂四十五百米を飛行する状態と分れり。時に一機機は見え
 飛行高度は高嶺飛行基地に對して午前二時三十分基地着、無線を打電

32-10

と居たり。暗夜にして悪天候下界は見えず故去機と自身、正確なる位置と
知り得ず(當時偵察員として搭乗し居たり) 飛行兵曹長持修科偵察術
を専修し天誦隊を指揮し特に天誦隊長機、偵察員としていへく、偉功を奏せ
る優香なる搭乗員なり) 午前一時三十分飛行位置は飛行場附近と推定せら
れたるを以て高度を四十五百米より漸次低下せしむ。雲中ニ番機は必死となりて
一番機に追従せしニ番機々長は危険を感じて一番機との距離を大幅に引離
せり其の時突然前方に探照燈に照せられたる如く又何物か大爆発を起したる
如く火の玉が上り暗中は一瞬にして皎々たる月夜、如くなり須臾にして光
の暗黒に呑まれ、不幸一番機は台座の上空に於て前方の山に衝突大破せり。翌二月
十日午前十一時三十分、その時ニ番機は尚高高度を低下しつゝありしニ番機は反は
その時、飛行せし一番機の如く、衝突せんと感ずるに平素行はざる如き旋回を
以て回避し、漸時飛行を續行せしに燃料も乏しく、状況にて新井州に
飛行場は不善時著せり。若陸と同様にクラッシュ機。空襲を食り機を破

32-11

損す。一番機事政のつたゞし、詳細に調査せるに一番機の衝突せるは阿豆山山腹
高度二千八百米附近なり。断絶せるゆゑなり。其の後生還者は一人と云く、一番機に
搭乗せる者全員(七名)は殉職せるものと思はる。

終

22-12

記事	遺囑	時上	別	備考
<p>前記 後記</p>	<p>遺囑 遺言</p>	<p>時上 時刻</p>	<p>別 種類</p>	<p>備考 備註</p>
<p>（前記） （後記）</p>	<p>（遺囑） （遺言）</p>	<p>（時上） （時刻）</p>	<p>（別） （種類）</p>	<p>（備考） （備註）</p>

戦傷死の経緯

一 甲 姓 名 三三 一 隊 上 校

一 期 住 所

一 職 任 務 海軍 上等技術兵

一 卒 業 地

一 遺族親類氏名

一 戦傷死年月日時 昭和十一年一月廿一日

一 病 名 戦傷死の推定

一 戦傷死場所 比島

一 所 属 隊 三三一隊

一 戦傷死の経緯

戦傷死當時の状況

昭和十一年一月廿一日、敵機三機が比島に襲来し、隊員等が散弾銃等で奮戦したが、三三は敵機の攻撃を受け、胸部に命中し、戦傷死した。戦後、遺骸が回収された。

152

死 及 者 調 書

本籍地	現住所	所属部隊	入團年月日	等級	職名	兵種	兵科	勤務ノ概要	備考	備考	備考	備考
		八八八八八八	一九二〇年一月一日	上等兵	兵	歩兵	歩兵	高角砲砲員勤務				

26

26

先...年...月...日

...年...月...日

...年...月...日

...年...月...日

死時...
マラリヤ病ニテ急死ス

右...
通承知...
...
...

昭和...年...月...日

印入...
...

等級...
水長...
氏名...

音...
...

[Redacted Name]

音...
...

[Redacted Name]

備考

一本調...
...

...

...

昭和...年...月...日

...

8-15

現認證明書

本籍

元海軍少佐

生

身分

當時の被災及び
玉休養中の関係

教令中海軍少佐として在任中ノヲテ海軍飛行場建設に
 従事す。後ハ又ハ三海軍工作部ヲシテ分任場所ニ勤務す。
 昭和十九年十月戰況悪化シ海軍飛行場建設該隊(隊名不詳)
 是地ニ進駐中ニ後退の止むを得ず、
 耕地ニ進駐中ニありしヲ一タ。
 又ハ三海軍工作部ヲシテ分任場所ニ勤務中ノアリシハ
 又ハ又ニ他隊ヲシテ分任各々之任務ヲ遂行中ノアリシハ
 當時各部隊ハ糧食不足ニ苦しみ、
 自衛ノ必要ニ迫リ、生産隊ヲ組織し糧食ノ蓄積ニ努み、
 長通任者ノ認み、
 是ノ名ニ於テ生産隊ニ勤務
 するニ任命、當時日本軍ニ協力中。此人等諸君良者勤
 奮に食糧増産に努め、居り、まゝ。日給も亦此價を支給す。

被災當時の
状況 病名反

一級隊員の健康状態は、
 一級隊員より後退し、
 食糧不足に苦しむ中、
 被災當時の

の病に身休が疲弊し、着病する者多く有り申す。[redacted] 氏に。頂より着病し、海軍病院に送致。[redacted] 氏の着病。結果、赤痢と診断、依りて、後病舎に收容し、加害中、昭和三十年一月十二日、遂に死亡致し申す。

當時の状況は、
[redacted]

戦況日増しに不利となり、各部隊との連絡も困難となり、[redacted] 工作部正副長等に漏れ、いかに思いますが、當時の状況ゆえ、[redacted] 予へ追加願ひ度く、茲に事実、現認證明書と、認ひ書、承下、[redacted] 方申願ひ申上げます。

昭和三十年三月 日

元、[redacted] 三海軍工作部

66390

66390

三ノ宮村 伊賀守 一ノ宮 伊賀守 伊賀守

死 没 者 調 査

<p>姓 名</p> <p>三ノ宮 伊賀守</p>	<p>生 年 月 日</p> <p>昭和二年十月六日</p>	<p>没 年 月 日</p> <p>昭和二年十月六日</p>	<p>死 因</p> <p>電打網被</p>	<p>備考</p> <p>昭和二年一月十日</p>	<p>備考</p> <p>三ノ宮村</p>
<p>姓 名</p> <p>三ノ宮 伊賀守</p>	<p>生 年 月 日</p> <p>昭和二年十月六日</p>	<p>没 年 月 日</p> <p>昭和二年十月六日</p>	<p>死 因</p> <p>電打網被</p>	<p>備考</p> <p>昭和二年一月十日</p>	<p>備考</p> <p>三ノ宮村</p>
<p>姓 名</p> <p>三ノ宮 伊賀守</p>	<p>生 年 月 日</p> <p>昭和二年十月六日</p>	<p>没 年 月 日</p> <p>昭和二年十月六日</p>	<p>死 因</p> <p>電打網被</p>	<p>備考</p> <p>昭和二年一月十日</p>	<p>備考</p> <p>三ノ宮村</p>

在 申 言 寸

昭和七年九月十六日

氏名	職名	住所	備考
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	此書より先取付
[Redacted]	官位職	[Redacted]	以長
[Redacted]	入籍番	[Redacted]	

備 考

- ① 本調査は部長又は現め取扱者等に於て吳地方復員局人事部長宛 通報に非ずと認むるもののみ付記載す
- ② 吳行在籍の待ひ士官、准士官、下士官、兵に付記載す
- ③ 向府縣人は勿論他府縣出身者に於ても記載す
- ④ 何れも知るは以て於て出来得る限り詳細に記す
- ⑤ 他人より聞き承知したる事項は各當職欄に其旨を記載す

吳地方復員局人事部長

舞復

傳照會。故海軍少將兵部 [redacted] 件。解。答

一 死亡年月日 昭和前拾年 壹月二十五日

一 場所 岩手島 八ニゲフト州 ナヤリヤニ

一 死亡原因 ロックド口好 燐毒 [redacted] 液

一 昭和拾九年十月廿一日 入號海防艦隊 兼負件

一 令 十月二十五日 身組

一 最終由地 發船和拾九年十二月十四日 寺島水道 發

一 昭和拾九年十二月二十五日 高 渡 發 同日 五月三十日 北 [redacted] 下着

一 昭和拾九年一月一日 午後四時十五分 發 船 多 之 風 呂 [redacted] 船

一 二十五日 文 義 燐 毒 [redacted] 液 遊 渡 北 [redacted] 上 渡

一 令 年 可 寄 遊 船 射 擊 [redacted] 受 [redacted] 射 [redacted] 射

一 道 留 居 上 取 年 十 二 月 五 日 名 古 屋 機 油 局 夜 報 [redacted]

一 發 射 年 十 二 月 [redacted] 發 射 水 兵 長 [redacted]

一 發 射 年 十 二 月 [redacted]

一 場 所 [redacted] 取 死 下

鹿兒島縣

43

戦傷死証書記録

一 申告 第三二設営隊 上級軍

一 現住所

一 死 者 海軍上等技術兵

一 本籍地

一 遺族氏名

一 戦傷死年月日時刻

一 病 名

一 戦傷死場所

一 所属部隊

一 戦傷死直時の状況

昭和二十年八月二十七日 或ハキハ

戦傷死

比島、コトノシロ島

第三二設営隊

現地処理無し

戦傷死直時の状況

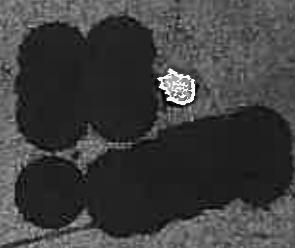
コトノシロ島 弾庫爆発により重傷後死之

入籍番附

1530

<p>本 給 取</p>	<p>現 任 所</p>	<p>所 為 由 因</p>	<p>入 國 年 月</p>	<p>官 等 取</p>	<p>内地移住由年月日</p>	<p>外地移住年月日</p>	<p>脚 新 ノ 概 要</p>	<p>脚 新 ノ 概 要</p>	<p>脚 新 ノ 概 要</p>	<p>脚 新 ノ 概 要</p>	<p>脚 新 ノ 概 要</p>
<p>右</p>	<p>左</p>	<p>三十二歳</p>	<p>昭和十一年</p>	<p>一等</p>	<p>昭和十一年八月</p>	<p>昭和十一年八月</p>	<p>昭和十一年八月</p>	<p>昭和十一年八月</p>	<p>昭和十一年八月</p>	<p>昭和十一年八月</p>	<p>昭和十一年八月</p>

昭和十一年八月



死亡年月日時期及場所

昭和二十一年八月二十七日 東京府千代田区 千代田区立第一小

右申 氏 名

昭和二十一年十一月三十日

本籍地	右 今 上
親住所	同上
所属部隊	官 等 級
氏 名	入 籍 地 域

備考

〔本調査ハ部隊長又ハ班長取扱者等ニ於テ兵部方後員所人部部長宛通報シ非ストモ
ハ中々ノミニ付記載ス

〔兵部在籍ノ特務士官、准士官、下士官、兵ニ付記載ス

〔同所隊員ハ勿論他府縣出身者ニ就テモ記載ス

〔通知得シテハ陸國ニ於テ出来得ル限り詳細ニ記載ス

〔他人員ヨリ聞キテ承知シタル事項ハ各當該ノニ相手方ヲ記載ス

兵部 兵部方後員所人ニ付記載

57-10

不任製 一ノ戸

<p>他人資料 處置</p>	<p>世志課村 質料及所見</p>	<p>其ノ他究明 上参考と下 ハミ事項</p>	<p>家族振度領 の情況及取扱 経理部</p>	<p>昭和二十一年 一月又け其の後 ト未復眞屬者 全シテ其ノ理由 ハコノ理由</p>	<p>右通知した分 任所氏名</p>
<p>659 昭和二十一年五月十日</p>		<p>佐世保聖理部より受領</p>		<p>羽星ハレイチ海ノ決戦 に参加其ノ際戦死 帰還者ヨリ通知アリ</p>	
<p>本人の消息 ハ知子あり ハテノ者ノ住所 氏名 其ノ究明上 参考と下 ハミ事項</p>		<p>本人の消息 ハ知子あり ハテノ者ノ住所 氏名</p>		<p>息須の人本 行逃 原目 方亡 年日 明生 事故 者所 場 看其 推 の其 定 等 足</p>	

17-10

Handwritten text at the top of the page, possibly a title or header, including characters like '行' and '日'.

A large block of text that has been completely redacted with black ink.

Handwritten text in the middle section, including characters like '日' and '行'.

Handwritten text at the bottom of the main section, including characters like '日' and '行'.

A single line of text that has been redacted with black ink.

A small redacted mark or text at the bottom right of the page.

京都府
舞鶴地区第二復員局
元来三十三歳軍医局給與科
人事課の製造
昭和二十一年七月

昭和二十一年 〇月 〇日

陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省
陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省
陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

一 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省
一 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

一 昭和二十一年 〇月 〇日 〇時 〇分

一 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

一 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

一 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

昭和二十一年八月 五日

陸軍省軍務局 陸軍省軍務局 軍務局

陸軍省軍務局 陸軍省軍務局 軍務局

理 住 所

陸軍省軍務局 陸軍省軍務局

陸軍省軍務局 陸軍省軍務局

陸軍省軍務局 陸軍省軍務局

一 職名 官位 氏名

一 職名 官位 氏名 昭和二十一年 月 日 時 分

一 職名 官位 氏名 昭和二十一年 月 日 時 分

一 職名 官位 氏名 昭和二十一年 月 日 時 分

一 職名 官位 氏名 昭和二十一年 月 日 時 分

一 職名 官位 氏名 昭和二十一年 月 日 時 分

一 職名 官位 氏名 昭和二十一年 月 日 時 分

一 職名 官位 氏名 昭和二十一年 月 日 時 分

17525

東人等三編、三九の世之間

其地方復員局人事部長發盛 A 班

現況不明者消息調査依頼票 () 二十一年十月一日

現住所

元少尉

氏名

[Redacted]

入籍地

名

[Redacted]

本

符

地

[Redacted]

名

[Redacted]

人部

[Redacted]

二階

[Redacted]

[Redacted]

昭和二十一年一月十五日

昭和二十一年一月十五日

昭和二十一年一月十五日

昭和二十一年一月十五日

昭和二十一年一月十五日

昭和二十一年一月十五日

昭和二十一年一月十五日

此致 9 狀 况

少知 (職改)

友原屋定定先定上在在住所

後員馬場屋讓具五月日

後員時 出野入部陸

後員取御 先

等級 氏 名

位 所

名 氏 名

名 氏 名

名 氏 名

名 氏 名

名 氏 名

名 氏 名

名 氏 名

名 氏 名

名 氏 名

名 氏 名

名 氏 名

名 氏 名